

第 3 部 災害復興計画

第2章 復興体制

都知事は、地震により被害を受けた地域が東京都の地域内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、震災復興本部を設置する。

本部は、被災後1週間程度の早い時期に設置するものとし、震災復興基本方針及び震災復興計画を早期に策定することにより、震災復興後の都市ビジョン、都民生活ビジョン、震災復興計画の到達目標、事業指針等を都民に明確に示すとともに、具体的な震災復興事業を推進していく。

震災復興本部の設置

【企画財政部・都市建設部】

1 東京都震災復興本部の設置

都知事は、重大な震災被害により都市の復興及び都民生活の再建と安定に関する事業を速やかにかつ計画的に実施する必要があると認めるときは、被災後1週間程度を目途に都震災復興本部を設置する。

2 東大和市震災復興本部の設置

市長は、被害の状況により円滑かつ計画的に復興事業を推進するため、市長を本部長とする震災復興本部を都震災復興本部の設置にあわせ設置する。

3 震災復興本部の組織・運営

(1) 震災復興本部の組織

震災復興本部は、災害対策本部と同様に臨時的組織とする。

また、震災復興本部は、災害対策本部のような震災発生直後の特殊・異常な状況に応じて事業を行う組織とは異なり、その事業の性格が通常事業の範囲又はその延長線上に属するものであるため、行政委員会等他の部署の応援体制は特に想定しないものとする。したがって、教育委員会を除く他の部署は、本部組織から除くものとする。

(2) 震災復興本部会議の運営

復興に係る市の政策決定機関として「震災復興本部会議」を設置する。この震災復興本部会議は、平常時における庁議に準ずるものとして位置づけられる。

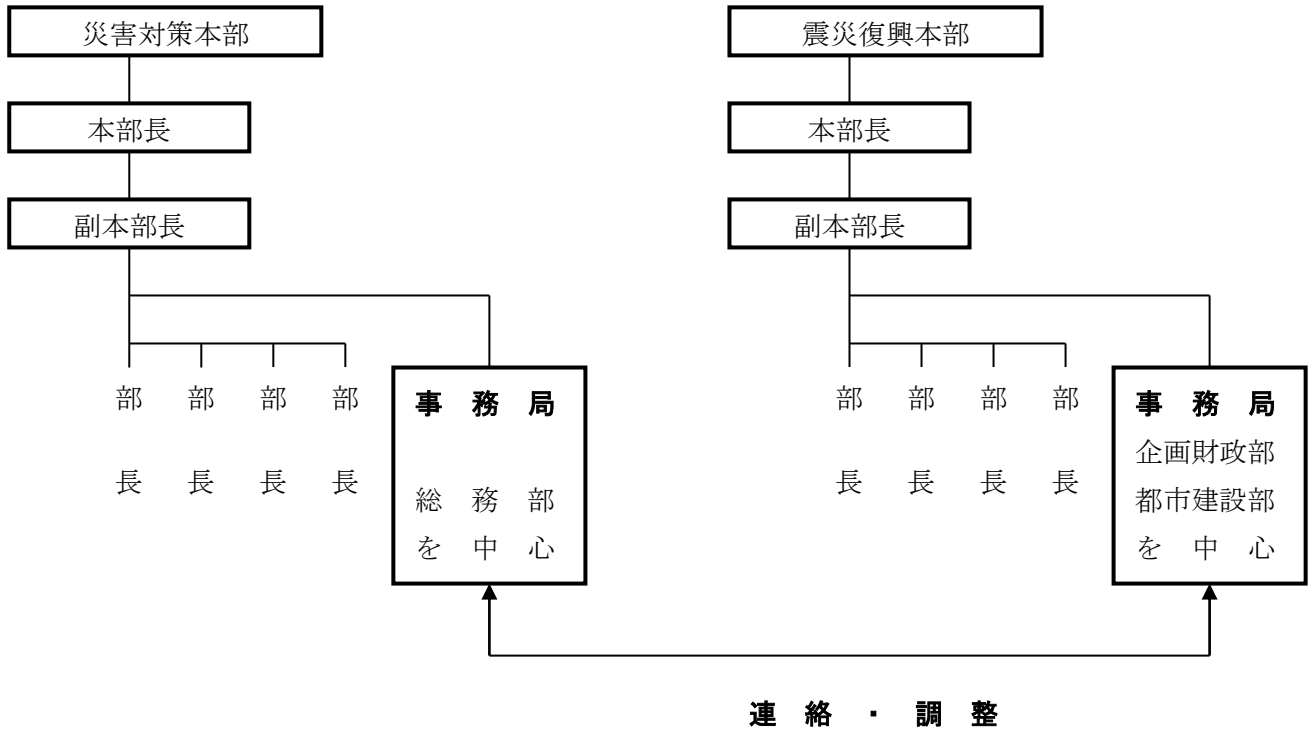
主な決定事項は、震災復興基本方針及び震災復興計画の策定等である。また、復興事業に係る進行管理、調整等の結果は、この会議において報告され、了承されなければならない。

4 災害対策本部と震災復興本部の関係

震災復興本部は、復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施していくための組織体制であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施するために災対法第23条第1項に基づき設置する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴

いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、災害復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携連絡しながら処理する。



第3章 復興方針・計画の策定

第1節 震災復興基本方針の策定

【企画財政部・都市建設部】

震災復興本部長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目途に、震災復興本部会議の審議を経て「東大和市震災復興基本方針」を策定し、公表する。

第2節 復興総合計画の策定

【企画財政部・都市建設部】

震災復興本部長は、震災復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、震災後6か月を目途に「東大和市復興総合計画」を策定する。この計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

第3節 分野別復興計画

【企画財政部・都市建設部・都】

都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、復興総合計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

1 暮らしの復興

【企画財政部・都】

暮らしの復興とは、市民の暮らしを震災前の状態に戻すこと及び元の暮らしに戻ることが困難な被災者に対して新たな状況に適合した暮らしができるよう、医療・福祉・保健・教育・文化、外国人、市民活動、消費生活等に関する対策を総合的に推進することである。

東京都震災復興マニュアル（復興施策編）では、医療機関の再建等地域医療体制の復興、社会福祉施設の再建等地域福祉体制の復興、メンタルヘルスケアや環境衛生等の保健対策等について具体的な事業や行動の指針を作成している。

市は、都と連携して、高齢者等の訪問支援体制や日常生活支援体制等の充実・整備、災害弔慰金や被災者生活再建支援金等の生活支援対策、防疫活動の実施、文化財の被害状況の把握等を実施する。

2 住宅の復興

【企画財政部・都市建設部・都】

住宅復興のための施策は、自力による復興を基本として「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公共的住宅の供給」をまちづくりと連携しながら進めることとする。

東京都震災復興マニュアル（復興施策編）では、住宅復興計画の策定準備、避難所生活の早期解消を目指す応急仮設住宅の供給、住宅ストックの早期回復のための民間住宅も含めた恒久的な住宅の供給、住宅の補修や新規取得、マンション再建等被災者が自ら行う自力再建への支援、復興後の安全で快適な福祉のまちづくりの推進等について、事業や行動の指針を作成している。

市は、家屋・住家の被害状況調査や応急危険度判定、一時提供住宅や応急仮設住宅の入居者の選定事務等を実施する。

3 産業の復興

【企画財政部・都】

都は、震災からの産業の復興に当たっては、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、東京の産業振興を図る施策を進めることとしている。

また、復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあっ旋、物流の安定等、総合的な対策を展開することとしている。

東京都震災復興マニュアル（復興施策編）では、産業復興を推進するための産業復興方針の策定、事業所再建や経営支援等の中小企業施策、都市イメージ回復のための観光施策、農林水産業施策、離職者の再就職の促進等の雇用・就業施策等について、具体的な事業や取組手順を作成している。

市は、都と連携して、市内中小企業の被害・復旧状況の把握、事業再開にむけての融資制度等の周知や相談業務を実施する。

4 都市の復興

【都市建設部・都】

都市復興は、5段階 11 手順で進める。

都市復興の段階は、Ⅰ. 発災から 1 週間の被害を知り、復興の体制をつくる「復興初動体制の確立」段階、Ⅱ. 1 週間から 1 か月間の復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針の策定」段階、Ⅲ. 1 か月から 6 か月の復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本計画の策定」段階、Ⅳ. Ⅴ. 6 か月以降の復興事業を進める「復興事業の推進」段階である。

都市復興の手順は段階ごとに手順があり、全体で 11 の手順が数えられる。各手順の基本的な考え方は、次のとおりである。

段階	手順	基本的な考え方
第Ⅰ段階：復興初動体制の確立（発災～1週間）		
	手順 1. 家屋被害状況調査（1週間以内）	<p>ア 市は、地震後直ちに設置される都及び市災害対策本部に集積する情報に基づいて、家屋被害状況を把握する。</p> <p>また、大被害地区及び中被害地区について、現地踏査により被害状況の補足調査を行い、第一次建築制限（建築基準法第 84 条：被災市街地における建築制限）区域指定の判断材料とする。</p> <p>イ 被災市街地の復興計画を検討するうえで重要な基礎資料となるため、被災後 1 週間以内に早急に取りまとめ、町丁目又は大街区単位のデータとして整理する。</p> <p>ウ 調査に際し、安全を確認し、応急対策、復旧作業に支障のないよう十分に注意する。</p>

段階	手順	基本的な考え方
第Ⅱ段階：都市復興基本方針の策定（1週間～1か月）		
手順2. 家屋被害状況調査（1週間～1か月以内）		
<p>ア 被災後1か月以内に、市は、復興整備条例に基づいて復興地区区分を作成するための基礎情報として、家屋・住家被害状況調査の調査結果を整理して、被災市街地内の全建物の被害状況を把握する。</p> <p>イ 調査によって得られた情報は、市及び都において被害状況図及び家屋被害台帳として、整理し、公表する。</p> <p>ウ 家屋・住家被害状況調査の調査結果が大幅に遅れると予想される場合や、調査結果が復興地区区分の資料として不十分な場合には、代替調査を実施する。</p>		
手順3. 都市復興基本方針（2週間以内）		
<p>ア 都市復興基本方針は、被災後速やかに都市復興の方向性を市民に示すためのものである。</p> <p>イ 都市復興基本方針には、復興の理念、目標等の復興に当たっての基本的な考え方とともに、被災した都市基盤施設や市街地の復興に関する大まかな方向性を提示する。</p> <p>ウ 基本方針の策定に当たっては、都及び区市町村ごとに策定される基本方針との整合性に留意する必要がある。</p>		
手順4. 第一次建築制限（2週間～2か月）		
<p>ア 第一次建築制限は、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要がある場合に、区域を指定し、災害が発生した日から1か月に限り（更に1か月間の延長が可能）、その区域内における建築物の建築を制限又は禁止することができる。</p> <p>イ 建築制限区域は、家屋被害状況調査による大被害地区（概ね8割以上の家屋の焼失・倒壊が見込まれた地区）を基本とするが、復興事業を見通して合理的な区域を指定する。</p> <p>ウ 同時に、住民の理解と協力が得られるよう、きめ細かな相談・支援及び適切な情報提供を行う相談窓口を開設する。</p>		
手順5. 時限的市街地（3か月以内）		
<p>ア 災害復興を円滑に進めるためには、従前のコミュニティや地域産業の維持に努めていくことが重要である。そのため、甚大な被害を受けた地域においては、本格的な都市復興に着手するまでの過渡的な期間に、「時限的市街地」という復興ステップを踏むことにより、円滑な復興を進めていく。</p> <p>イ 時限的市街地は、本格的な復興までの緊急避難的な生活の場として、応急仮設の住宅、店舗や事業所及び残存する利用可能な建築物からなる市街地をいう。</p> <p>ウ 時限的市街地は、あくまでも本格復興に向けての過渡的な対応であることから、早急に解決することが望ましく、そのため公的住宅の先導的供給、協同・協調建替え等を強力に推進することにより、順次本設市街地への移行を進め、都市復興を実現する。</p>		

段階	手順	基本的な考え方
	手順6. 復興対象地区（1か月以内）	<p>ア 市は、被災市街地の復興を被害の程度及び、都市基盤整備状況等に応じて計画的に進めるため、復興対象地区を設定する。</p> <p>イ 復興対象地区の地区区分設定は、必然性・合理性のある判断基準をもって行う必要があり、設定の根拠となる事項は、①被災前の地区の整備課題、②既往計画、③被害状況である。</p> <p>ウ 復興地区区分は、①重点復興地区（抜本改造型）、②復興促進地区（部分改造・自力再建型）、③復興誘導地区（自力再建型）、④一般地区の4地区とし、その判定基準は、市があらかじめ条例に定めて住民に周知しておく。</p>
第Ⅲ段階：都市復興基本計画の策定（1か月～6か月）		
	手順7. 都市復興基本計画（骨子案）（2か月以内）	<p>ア 復興都市づくりを円滑に始動し、行政・住民が共通の目標を持って進めていくためには、都市づくりの骨格部分の考え方を早期に示す必要があるため、基本方針の考え方をより具体化したものとして、都市復興基本計画（骨子案）を被災後2か月以内に策定する。</p> <p>イ 内容は、復興の目標（期間、姿勢等）、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の方針等から構成される。</p> <p>ウ 都民の理解、協力を得られるために策定し、提示した「震災復興グランドデザイン」は、概ね都市復興基本計画（骨子案）に該当する内容であり、その内容を踏まえて被災状況に即した計画を策定する。</p> <p>エ 計画の策定に当たっては、都及び区市町村ごとに策定される計画との整合性に留意する必要がある。</p>
	手順8. 第二次建築制限（2か月から2年以内）	<p>ア 第二次建築制限（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第7条：建築行為等の制限等）は、第一次建築制限期間内に復興都市計画の決定に至らず、さらに検討を要する区域について制限を行う。</p> <p>イ 当該区域は、被災市街地復興推進地域（同第5条）に指定することにより、一定の土地の形質の変更又は建築物の新築、改築、若しくは増築をしようとするものは、知事の許可が必要となる。地域を指定できる期間は、発災した日から2年以内である。</p> <p>ウ 建築制限区域は、重点復興地区を基本に、不良な街区形成のおそれがあり、事業等の導入が必要な区域を指定する。</p> <p>エ 必要に応じて、復興事業を行うため及び復興まちづくり計画、復興都市計画等を作成するために地区復興センターを設置する。</p>
	手順9. 復興まちづくり計画等（6か月以内）	<p>ア 復興まちづくり計画等は、都市復興基本計画（骨子案）で示された都市づくりの骨格部分を踏まえ、個別地区の復興施策の具体化を図るものである。</p> <p>イ 復興まちづくり計画等は、地区の全体像を明らかにする復興まちづくり計画と、それを実現するための個々の事業についての復興都市計画、修復型事業計画からなり、復興地区区分に応じて策定を進める。</p>

段階	手順	基本的な考え方
	手順 10. 都市復興基本計画（6か月以内）	<p>ア 都市復興基本計画は、具体的な復興施策を体系的に取りまとめた都市復興のマスタープランであり、骨格部分の計画内容を盛り込んだ都市復興基本計画（骨子案）を修正・肉付けし、策定される。</p> <p>イ 都市復興基本計画には、都市復興基本計画（骨子案）策定後の復興まちづくりの進捗状況（復興都市計画・復興まちづくり計画の内容）や復興の見通し等を反映させる。</p>
第Ⅳ段階：都市復興計画等の確定（6か月～1年）		
第Ⅴ段階：復興事業の推進		
	手順 11. 復興事業	<p>ア 復興都市計画・復興まちづくり計画等に基づき、面整備事業や復旧型の任意事業を行う地区では、事業推進のための事業計画を地区住民及び関係権利者との協議の上、策定する。</p> <p>イ 復興事業は、基本的には都及び区市町村が事業者となるが、事業の内容により公社、機構、組合や民間企業等も事業者になりうるので、必要に応じて調整を図る。</p> <p>ウ 事業の推進に当たっては、震災復興のための特別措置の活用を図るとともに、必要な財源の確保等について、関係機関と調整を図る。</p>